

大阪

# あいかいふづ

\*あいかいふづとは英語で公文書館・公文書という意味です。

平成十二年三月  
第二十六号

大阪府公文書館発行

次

日本万国博覧会における大阪府の役割と施策

役割と施策

日本万国博覧会関係資料の紹介

7

企画展・古文書教室をふりかえって

8

## 日本万国博覧会における大阪府の役割と施策

高倉史人

### ●はじめに

周知のよう、日本万国博覧会（以下「万国

博」と略称）は、「人類の進歩と調和」をテーマに、三〇年前の昭和四五年（一九七〇）三月十五日から九月一三日までの一八三日間、吹田市の千里丘陵で開催された。入場者数は六四〇〇万人余で、当時の日本の人口の過半数を優に超える膨大な観客が、日本館、アメリカ館、ソ連館等のパビリオンに訪れ、科学や先端技術を直接目にし、肌に触れた。また、参加国数は、七十七カ国に及び、特にアジア、アフリカから三十七カ国の史上最多の参加が得られ、国際交流が盛んに行われた。

この万博について、当館には、大阪府が発行した刊行物、記録集、写真集、ガイドブック、スクラップブック、府の関連機関の行政文書等を中心に、多数の資料が保存されている。

### ●万国博の開催誘致と決定

本稿では、これらの資料を基にして、大阪府が、万国博に対して、どのような役割を果たしたのか、また、どのような施策で臨んだのかを述べてみたい。

日本における万国博の開催については、最初、明治二三年（一八九〇）に計画され、当時の農商務大臣西郷従道が一応調査にあたったが、具体化しなかった。次に、同四〇年（一九〇七）の第二三回帝国議会に万国博開催案が提出され、政府に博覧会委員会が設けられた。そして、同四五年（一九一〇）を目標に開催の準備研究にとりかかったが、この計画も中止となつた。さらに、昭和五年（一九三〇）に、東京晴海埋立地や横浜海岸等で、東西文化融合をテーマに開催することが予定されていたが、日中戦争の拡大等で中止となつた。

第二次世界大戦後、日本は、ブリュッセル、シートル、ニューヨーク、モントリオール等の万国博に積極的に参加してきた。また、オリンピックが昭和三九年（一九六四）に東京で開催されたことも影響して、アジアで最初の万国博を日本で開催しようとする動きがしだいに高まってきた。



「万国博覧会会場 全景図」

一方、日本国際見本市（昭和二九年）を開いたり、国際フェスティバルなど国際行事を手がけたことのある大阪で万国博を開催したいとの動きが起きた。そして、昭和三九年（一九六四）四月二三日に、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所が、政府に對して、「国際博覽会大阪誘致要望書」を提出し大阪開催の名乗りをあげた。

その後、同年七月六日に「万国博覽会大阪誘致委員会」が設置され、国会、政府に對する働きかけと近畿内部における会場地決定の調整問題の解決に取り組んだ。最初、大阪府は千里丘陵を、大阪市は南港埋立地を、それぞれ会場候補地と策定しており、意見が分かれていた。そのため、両者の間で、用地買収、埋立地造成計画、輸送整備計画、開催準備費用、関連事業等に関して検討が加えられた。同年一〇月一日に、大阪府知事、大阪市長及び大阪商工会議所会頭の間で会談が行われ、大阪府の千里丘陵案に決定し、一月一六日の万国博覽会大阪誘致委員会で了承された。

このころ兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が神戸港埋立地を、滋賀県が琵琶湖東岸の木浜埋立地を、それぞれ候補地として誘致運動を行っていた。そのため、大阪府、兵庫県、滋賀県の間で調整が行われたが容易に進まなかつた。

翌四〇年四月二日になつて、開催地を大阪府

の千里丘陵にすること、滋賀県と神戸市については関連事業が行えるよう関係省庁と折衝すること等の方針が通産省から出され、四月五日に三府県もこれを受入れ、ようやく折り合いがついた。最終的に四月一三日の閣議でも、これが了承され、万国博覽会は大阪府の千里丘陵に決まつた。

これを受け、政府は、四〇年四月二二日、博覽会国際事務局（BIE）に対して日本開催の申請を行つた。BIEは、五月二日から審査を行い、五月一二日の理事会で申請を受理し、五月一四日に日本開催計画を正式に登録した。

競合のおそれあつたオーストラリアのメルボルン市が開催申請を行わなかつたために、四カ月後の九月一四日に、大阪開催が決定したのである。

また、同年一〇月一五日には「財團法人日本万国博覽会協会」が設立され、万国博の運営を行う公益法人として発足したのである。

### ● 万国博に関する大阪府の組織

既述したように、国内では昭和四〇年（一九六五）四月、開催地を大阪府の千里丘陵にすることに決定したが、大阪府は、四月八日に、知事を本部長、副知事を副本部長とする「国際博覽会推進本部」と、その事務局を総務部内に設

置し、万国博を成功させるための府の協力体制の第一歩を踏み出した。

同年九月一五日にはBIEの大坂開催決定を受けて、「国際博覽会推進本部」を「万国博覽会準備対策委員会」に、総務部内の事務局を「万国博覽会準備事務局」に、それぞれ改組した。さらに、万国博に対する大阪府の協力体制を整備し、万国博関連行政を総合的、計画的に推進するために、翌四一年一〇月一八日に部制条例に基づく「万国博覽会協力局」を新設した。

この万国博覽会協力局については、当館が保存している「昭和四二年八月事務概要書」によると、組織は、総務課、計画調整課、涉外連絡課、事業第一課、事業第二課の五課六三人から成っていた。

総務課は局の予算や行政運営等に関する事、計画調整課は万国博開会場跡地の利用計画や万国博関連事業（大阪府分）等に関する事、涉外連絡課は万国博関連諸機関との連絡調整や情報の収集、広報等に関する事、事業第一課、事業第二課は万国博用地の取得・管理に関する事などを、それぞれ業務としていた。

この他、大阪府は、（財）日本万国博覽会協会へ多くの職員を派遣しバックアップを行つた。さらには、開催期間中、外国から多数の賓客の来阪が見込まれたために、四四年（一九六九）一一月一日の「大阪府訓令第五二号 大阪府儀

典室設置規程」により、これに對処する機関として知事室内に儀典室を設けたのである。

このように大阪府は万国博に関して組織上、協力体制を整え事業を行った。なかでも、会場用地の確保、万国博関連事業、万国博関連諸対策等が主な事業としてあげることができる。また、閉会後の万国博の跡地をどのようにするのかということも大阪府が取り組まなければならぬ重要な課題であった。次に、これらについて具体的に述べてみよう。

### ● 会場用地の確保

当時の千里丘陵は、ほとんど未開発の地域であつたが、大阪の都心から約一五キロメートルの近距離にあること、すぐ東側に名神高速道路が走っていたこと、西側に人口約一五万人の千里ニュータウンが建設中であったことなど、将来住宅地や文教地区として開発される好条件を備えていた。そのため、約三三〇万平方メートルの広大な用地を確保するのは容易なことではなかった。

最初、昭和四〇年（一九六五）四月、大阪府は既述した国際博覧会推進本部に事業部を設けて、会場用地を確保するために、土地所有者の調査、実態確認等の基礎調査を開始した。

その後、用地の確保は、賃貸方式と全面買収

方針の両方について、万国博覧会準備事務局で検討が加えられ、後者の方針を採用した。

さらに交渉方法として、このような広大な用地を確保するには所有者の協力がなによりも不可欠なので、彼らに協力を要請し「話し合いによる任意交渉」で臨み、吹田市山田各地区の個人所有者とは団体交渉で、大口所有者の法人など山田地区以外の所有者には個別交渉を行つた。同年九月には、吹田市山田農業協同組合に地元の代表四四人を招き、第一回事業説明会を開き、協力を要請した。

同年九月には、吹田市山田農業協同組合に地元の代表四四人を招き、第一回事業説明会を開き、協力を要請した。

その結果、大口所有は昭和四二年六月までに買収が済み、個人所有も一件を除き四三年三月末までに買収した。そして、同年七月までに、最後まで話し合がつかなかつた一件の収用案件を含めて、会場用地の買収が完了したのである。

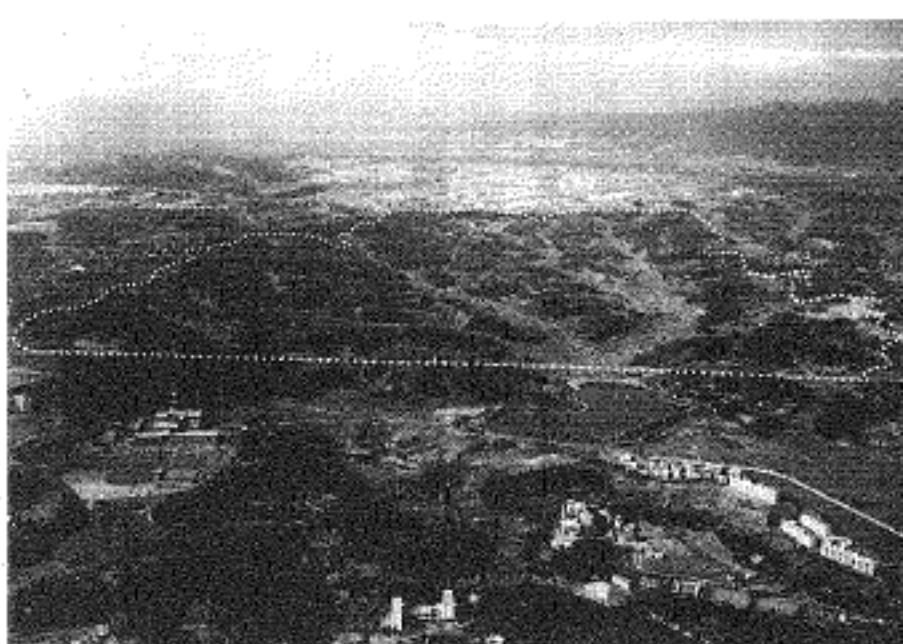
### ● 万国博関連事業

大阪府は、道路建設・整備、市街地整備、環境整備等の万国博関連事業を主に行つたが、ここでは当館が保存している「万博へのあゆみ——大阪府が施行する万博関連土木事業——」によりながら述べてみよう。

#### (一) 道路建設・整備

会場への交通輸送網としての道路の建設・整備は、万国博関連事業において重要な位置を占め、多くの道路が次々と建設・整備されていった。これらは、大阪外環状線、大阪中央環状線、道祖本揖津線、大阪池田線、伊丹豊中線、御堂筋線（現新御堂筋線）、内環状線、茨木駅前線の八事業である。

このうち、大阪中央環状線は、昭和三五年（一九六〇）に計画された「大阪府一〇大放射三環状線計画」の主軸をなし、池田市から堺市までの五五・八キロメートルをコの字型に結ぶものであった。そして、その建設により都心部に



「万国博覧会会場建設予定地」（点線の部分）

集中する通過交通を軽減するとともに、激増が予想される将来の交通需要に対処し、開催時には会場への最重要輸送路となることが期待された。また、御堂筋線は大阪市内の御堂筋線を千里ニュータウンを経て、国道一七一号まで延伸し、大阪府北部と都心を直結する路線で、万国博開催時には中央環状線と相まって万国博会場と都心を結ぶ主要路線となつた。

## (二) 市街地整備(都市改造事業)

市街地整備として築港平岡線が整備された。

これは、「大阪府一〇大放射二環状線計画」の一つで、大阪港から都心部を貫通し東大阪市で外環状線に連結する幹線道路であった。万国博開催時には中央環状線を通じて大阪市内と会場を結ぶ主要輸送路となつた。

## (三) 環境整備

環境整備として河川改修と下水道整備があげられる。河川改修においては、会場の造成とその周辺の急激な開発に伴う水害防止並びに、人口、産業の都市集中化による汚濁防止等のために、会場周辺の大正川、安威川、第一寝屋川の改修や整備を行い、神崎川、西島川、正蓮寺川等の汚泥の浚渫を実施した。また、大阪の市街地を高潮から守るために、安治川、木津川、尻無川等の防潮水門を完成させ、市内河川の防潮堤、橋梁の嵩上げ等の工事を行つた。

下水道整備においては、会場内や周辺地区の

汚水を処理するために安威川流域下水道事業が行われた。これは、安威川流域を対象として広域的な基幹施設を建設するもので、併せて、安威川、神崎川をはじめ流域内各河川水路の水質汚濁防止、並びに、流域内低湿地の内水排除を行い、この地域の生活環境の向上を図つた。

このように、万国博関連事業の内容は、道路建設・整備のほかに、災害防止と環境整備のための河川改修、会場の環境衛生の保持のための下水道整備等であった。これらは万国博開催に不可欠な公共施設であり、万国博終了後もそれぞれ大きな役割を期待されたのである。

なお、これらの万国博関連事業の他に、昭和四二年(一九六七)一二月一日に「北大阪急行電鉄株式会社」が設立され、大阪市営地下鉄の御堂筋線江坂駅から千里中央駅を経て、万国博会場に至る全長約九・四キロメートルが建設された。

この鉄道は、会場への観客輸送を円滑に行うためだけでなく、千里ニュータウンを中心とする北大阪の開発に役立たせるためにも必要であった。そのため、京阪神急行電鉄(現阪急電鉄)、大阪府等が株主となって資本金一五億円で設立され、万国博期間中には、観客約六四〇〇万人のうち二〇〇〇万人にのぼる乗客を輸送したのである。

## ● 万国博関連諸対策

万国博関連諸対策として大阪府が取り組んだ主なものは、美化対策、医療対策、食品衛生対策、環境衛生対策、建設労働者の確保等で、これらは府政全般を網羅し、将来にわたる府施策に位置づけられながらすすめられた。ここでは、当館が保存している「万国博関連主要事務事業概要」(昭和四四年六月)によりながら述べてみよう。

### (一) 美化対策

大阪府は、昭和三七年(一九六二)から「生活に花と緑を」を合言葉に、花と緑の運動を推進していた。万国博を迎えるにあたり、大阪府では花と緑につつまれ、清潔な町づくりを目指に、特に会場周辺の美化対策を重点的にとりあげ、緑化の推進、道路・河川・公園等の美化、屋外広告物の規制・取締りを推進した。例えは、緑化の推進として、国鉄(現JR)新大阪駅、大阪駅、天王寺駅、阪急梅田駅、阪神梅田駅、京阪天満橋駅、南海難波駅、近鉄上本町駅、阿部野橋駅の各ターミナルに大型花壇を設置した。

### (二) 医療対策

医療対策として、会期前においては、展示館並びに、会場の建設事業に従事する職員、作業員の健康管理と医療のために万国博労災診療所を建設した。また、会期中においては、有床診

療所二カ所、歯科診療所、応急手当所六カ所を設置して、入場者や運営関係従事者の患者に対応するとともに、府内や近隣府県の医療施設の協力を仰いだ。

### (三) 食品衛生対策

食品衛生対策において、万国博会期中は、ちょうど梅雨期と夏期で、食中毒や消化器系の感染症の多発期にあたり、特に欧米に比べて高温多湿の気象条件のために食中毒の防止が大きな課題であった。そこで、大阪府は、「万国博食品衛生対策要綱」を制定し、これを総合的に完全実施をするために、昭和四三年（一九六八）一二月衛生部に万国博食品衛生対策室を設置した。

### (四) 環境衛生対策

環境衛生対策において、大阪府では開催前の対策にも重きを置き、建設現場には労働衛生の立場から労働基準局と共同作戦を開き、衛生全般にわたる巡回指導班を編成した。また、昭和四一年（一九六六）には西日本全体に日本脳炎が流行した。そこで、府は、大阪府衛生対策審議会の内部に日本脳炎対策専門部会を設け、基本的な対策についての答申を得て、四二年度から他府県に先がけて日本脳炎特別対策を強力に推進した。

この基本的な対策として、①府民に対する認識の徹底、②市町村あるいは地域組織活動における蚊の駆除事業の推進、③予防接種の推進等

があげられる。

この他、ねずみ衛生害虫駆除を実施して、万国博会場への侵入防止と感染症の発生を未然に防ぎ、快適な生活環境を確保することが図られた。

### (五) 建設労働者の確保

当時、日本は高度成長期にあたっていたために、労働力需要は高く、また、建設業においては、様々な事業が行われたために、その需要は急増していた。このような状況下で、技能者を中心とする万国博の建設労働者を、短期にしかも集中的に確保することは、極めて困難であった。

そこで、大阪府は、万国博の会場建設及び関連事業に必要な労働力を確保するため、昭和四二年（一九六七）八月に、「日本万国博覧会労働力確保対策要綱」を定めた。そして、これに基づき、国や他の県の関係機関との協力体制を強化するとともに受入体制の整備を図り、府下の労働力の有効な活用と府外からの労働力導入を促進した。例えば、「万国博臨時公共職業安定所」や「大阪駅前臨時職業案内所」を設置したり、全国の主要労働力供給県二三県に「日本万国博労務協力員」を委嘱して、必要な労働力の確保に努めた。

このように、会場建設が直接的準備とするなら、万国博関連諸対策は間接的準備といえるが、

それらに対する大阪府の果たした役割は大きいといえよう。

### ● 跡地利用の問題

万国博跡地利用については、万国博が千里丘陵に決定した時から、重要な課題になっていた。当館が保存している「万国博覧会用地利用計画策定資料—基本構想—」（昭和四一年三月）によると、大阪府の計画の趣旨は次の通りである。

万国博覧会用地約二三〇haの利用計画は、この土地のみを対象とした部分的、一時的な利用ではなく、その自然、社会経済的諸条件を総合的に考察し、また、近畿圏整備計画、大阪地方計画等に基づいて、北大阪地域において具体化すべき施策を勘案し、さらに、万国博覧会開催の意義を記念すべく配慮を加え、当地のもつ可能性が十分に發揮されるよう、合理的に利用することによって、住民の福祉と文化の向上に役立てることを目的として計画する。

このような趣旨に基づいて、大阪府は、跡地を（一）文教施設地区、（二）公園緑地地区、（三）官公庁地区、（四）流通施設地区に分け、次の方針を立てた。

平成12年3月

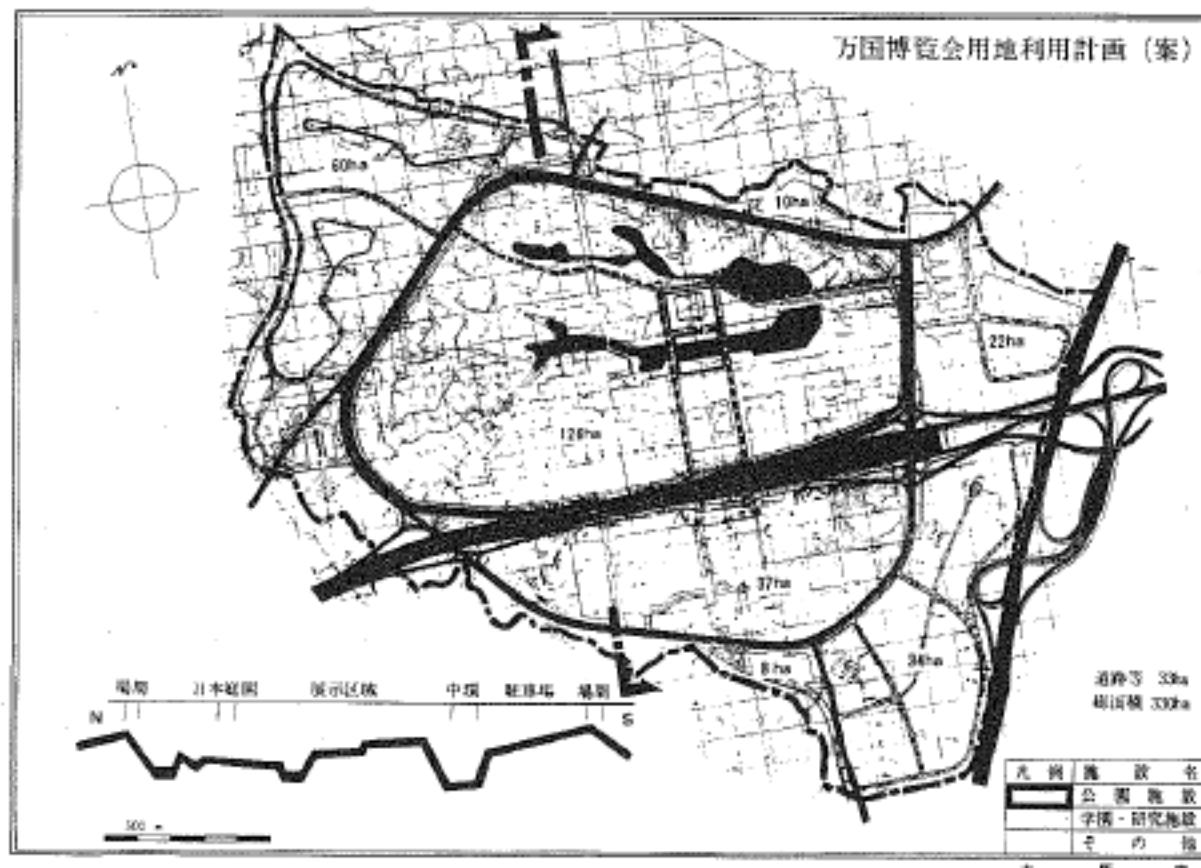
(一) 文教施設地区 大都市再開発対策の一環として、近畿圏整備法においても、既成市街地における学校施設等の新增設の制限がなされており、既に大阪大学の移転が決定したほか、一部学園についても移転の動きがある。これら必ずしも都心部に立地する必要のない学園施設等の近郊移転を促進するため、調査研究施設を当地に誘致し、この地域の良好な環境と万国博で整備される都市施設を有効に生かして、学園研究団地を形成し、あわせて都市部における都市環境の整備に役立てる。

(二) 公園緑地地区 府民を過密居住、都巿公害等の弊害から守り、憩いの場を与え、また、府民はもちろん、広く近畿住民の文化水準の向上、健全な余暇利用、青少年の体位向上等を図る必要がある。そのため、この地区を児童厚生施設、万国博記念施設、青少年運動施設、教養施設等を含む文化・レクリエーション地域とする。

(三) 官公庁地区 府政関係機関、産業経済に関する調査研究機関及び指導機関を配置して総合的な行政を行なうとともに、産業の振興を図る。また、当該地区的機能をさらに広域的なものとするため、近畿圏における国の出先機関等公共機関の積極的な誘致を図る。

(四) 流通施設地区 万国博予定地は近畿圏の自動車交通上の要衝地となる立地条件

をもつていて、この立地条件を生かし、流通施設を計画的に配置することによって、上記の官公庁地区と一体をなして、京阪神における流通経済の一つの核としての育成を図る。



「万国博覧会跡地利用計画 (案) 昭和42年6月」

このような跡地利用の基本構想に基づき、また各方面の意見を検討して、大阪府は、昭和四二年(一九六七)六月に上記の地図のような利用計画案を提示した。

これに対して、吹田市は、跡地を「業務地区」、「工業団地」、「住居地区」、「緑地」(記念公園、子供の国、農業公園等)、「その他の地区」(商業地区、民間研究施設、文化・スポーツ地区等)に分けて利用する案を考えていた。また、大阪市は、跡地を分割せず全域公園論を主張していた。

その後、昭和四五年(一九七〇)一〇月九日の閣議で、「万国博覧会跡地利用懇談会」が発足し本格的な跡地利用問題が検討され、万国博関係者、地元関係者、学識経験者などの間で、何回にもわたって論議された。結局、同年一二月二三日の第五回会合で、①「跡地は統一した計画に基づいて一括して利用すべきこと」、②「全域を日本万国博を記念する広い意味の『緑に包まれた文化公園』とし、内外多数の人々が自由に楽しめる魅力あるものとする」という基本方針が決定された。そして、四六年一〇月から、日本庭園などの公開が始まり現在に至っているのである。

## ● おわりに

以上述べたように、大阪府は、様々な施策によって、万国博を支え、その成功に大きな貢献をしたのである。

また、万国博の跡地は現在、日本庭園、自然文化園、国立民族学博物館、府立国際児童文学館、エキスポランド等から成る「万国博記念公園」として一般公開され、府民の憩いの場として有意義に利用されている。

さらに、大阪中央環状線、新御堂筋線等の道路や北大阪急行電鉄は、現在、大阪の交通輸送網において重要な位置を占めているのである。

## 【参考文献】

- ・『人類の進歩と調和—大阪開催のあゆみ』（大阪府、一九七〇）
  - ・『大阪府政—進歩と調和を』（大阪府、一九七〇）
  - ・『日本万国博覧会と大阪市』（大阪市、一九七一）
  - ・『日本万国博覧会公式記録』第一巻～第三巻（日本万国博覧会記念協会、一九七二）
  - ・『吹田市史』第九巻（吹田市、一九八九）
  - ・『大阪市史』第九巻（大阪市、一九九五）
- （たかくら ふみと 大阪府公文書館）

## 大阪府公文書館所蔵 日本万国博覧会関係資料の紹介

大阪府公文書館が所蔵している日本万国博覧会関係資料の一部を紹介します。

資料名	概要
『人類の進歩と調和：大阪開催のあゆみ』	大阪府下千里丘陵に万国博を誘致してから、その準備、開催時及びあと処理まで約7年間にわたる大阪府のあしどりを綴ったものである。日本万国博覧会の開催へのあゆみ、会場用地の確保、万国博関連事業、関連諸対策の推進、万国博推進運動の展開、政府出展「日本庭園」の建設、跡地利用計画策定の経緯、府議会の活動などが記載されている。昭和45年12月21日、大阪府発行。217頁。
『万国博関連主要事務事業概要』	万国博関連の美化対策、消防対策、衛生対策、宿泊対策、生鮮食料品等需給対策、建設労働者の確保対策、万国博関連事業、見学対策、交通・防犯・警備対策、経済効果、物価・建設資材、その他があり、それぞれの項目ごとに事業概要が記載されている。昭和44年6月、大阪府が作成したもの。130頁。
『万博へのあゆみ：大阪府が施行する万博関連土木事業』	大阪府土木部が施行する万国博関連事業の概要を紹介したものである。国道170号（大阪外環状線）、大阪中央環状線、道祖本撰津線、大阪池田線、伊丹豊中線、御堂筋線、内環状線茨木駅前線築港枚岡線、安威川流域下水道、大正川改修、安威川改修、第一寝屋川改修、大阪汚濁対策、大阪高潮対策の総事業費・事業内容・概要及び万国博との関連・事業費年度割などがある。昭和43年3月、大阪府が作成したもの。33頁。
『日本万国博覧会指導のてびき』	時代をなす青少年に、万国博覧会の意義を十分に認識させ、国際理解の教育に資するために、小学校、中学校及び高等学校の教師用指導書として作成したものである。内容的には、日本万国博覧会の意義とテーマの展開、万国博覧会のあゆみなどについて構成されている。昭和44年2月、大阪府教育委員会が作成したもの。56頁。
日本万国博覧会関係写真	万国博覧会場建設予定地空撮、万国博覧会場起工式、万国博覧会場立柱祭、万国博覧会場区画割空撮、万国博覧会場建築工事空撮、万国博覧会場工事中、万国博覧会場、万国博覧会大阪開催決定、万国博覧会場模型、万国博覧会と大阪、万国博覧会前夜祭、外国来賓万国博覧会視察、万国博覧会開会式、第一回万国博覧会国際会議など。
日本万国博覧会関係ネガフィルム	万国博覧会場空撮、万国博覧会場寸景、万国博覧会開会式、万博お祭り広場、万博火祭り寸景、万博日本の祭、万国博覧会施設、テーマ館、各館のテーマ館内、各元首場内視察、各国催し、各民族の催し、太陽の塔、日本庭園、エキスポランド、万国博花のシンボルマーク、万国博会場案内、万国博会場入場券発売、万国博会場の夕日、万国博覧会大阪府データ、万国博覧会場風景、万国博覧会閉会式など。

平成一年度企画展をふりかえって

平成一年一〇月二五日から一月一二日まで「府県制施行当時の大阪のすがた、府県制施行一〇〇周年」というテーマで、企画展を開催し、多くの方の御来館をいただきました。ここで改めて御礼申し上げます。

今回は、大阪府の行政のルーツをたどるという意味で、大阪府に府県制が施行された明治二年（一八九九）頃に焦点を当て、その当時の大阪府がどのようなことを行ったのか、また、当時の府民の生活はどうであったのかということを、大阪府の行政文書、写真集、地図等、当館所蔵の史料の展示を通して紹介しました。その他、「（財）住吉村常盤会」の御好意で、所蔵の史料も展示させていただきました。

当館としましては、これらの史料から、当時の大阪府のすがたを行政と生活の側面から知つていただいたものと考えています。

今後とも、当館では、公文書・行政資料類の収集・保存に努め、今回のような企画展を通して、公文書館の使命を知つてもらい、皆さんにとって利用しやすい、身近な公文書館となるよう努力していきたいと思いますので、一層の御協力・御教示をよろしくお願ひします。

平成一年度 古文書教室をふりかえつて

平成二年一月一五日・一七日の両日、当館において、古文書教室を開催しました。この教室は、はじめて古文書に触れる方や古文書の基礎的な知識を身につけたい方を対象に、それぞれ三〇名の定員で募集したところ、両日とも定員を上回る御応募をいただきました。

講義の内容は、古文書の扱い方や読み方など初步的な知識からはじめ、教材として当館所蔵の川中家文書（江戸時代の庄屋文書）の中から「往来手形」をとりあげて、古文書の解読を行いました。受講された方々は、興味深く聞いておられました。

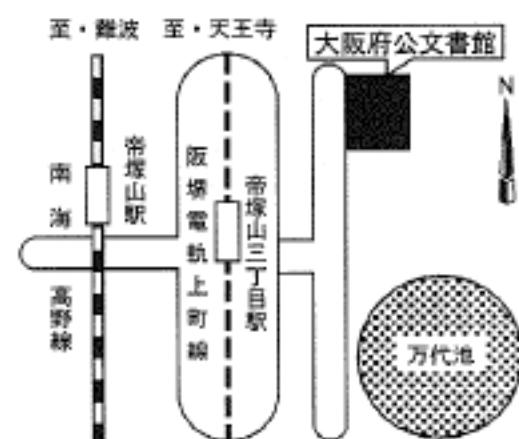
この古文書教室を通して、より一層、歴史資料に関心をもつていただき、歴史資料から知り得るもののが貴重さを感じ取っていただいたものと思います。そして、古文書や公文書などの歴史的資料価値のあるものを保存して、後世へ伝えていくことの大切さを御理解していただければ幸いです。

あなたの手元の公文書や刊行物が、何年か後にはその時代を語りかける貴重な歴史資料となります。

利用案内

閱覽時間

- ・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時  
■休館日  
・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日  
・年末年始（12月28日～1月4日）  
・毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山三丁目  
(徒歩3分)  
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶす 第二十六号

平成十二年三月十五日発行  
編集発行 大阪府公文書館  
大阪市住吉区帝塚山東二丁目一一四四  
電話 ○六一六六七五一五五五一  
FAX ○六一六六七五一五五五二  
印刷 大阪府営印刷所

平成十二年三月十五日発行  
編集発行 大阪府公文書館  
大阪市住吉区帝塚山東二丁目一一四四  
電話 ○六一六六七五一五五五一  
FAX ○六一六六七五一五五五二  
印刷 大阪府営印刷所